

# 平成29年度横浜市予算に対する要望書

## 一般社団法人 横浜建設業協会

昨年4月1日から、改正品確法とその運用指針に沿って、実際の運用が本格的に開始されることになりました。改正品確法は、周知のように、公共工事の品質確保に必要な中長期的な担い手の確保・育成のために、公共工事を施工する者が「適正な利潤」を確保することができるように適正な予定価格を設定することを発注者の責務として明記する等画期的な施策が謳われており、建設業再生の大きな力になると期待が集まっています。

私たちは、地域建設業が引き続き、地域の経済、防災、雇用等の分野において幅広く貢献していくためには、会員企業の経営の安定が実現されることが必要不可欠の前提であり、改正品確法の趣旨、理念が実現されることこそ最重要であると考えています。

他方で、建設業を取り巻く環境は依然厳しく、業界が一体となって取り組むべき多くの課題に直面しています。そのうちの一つである若年者の入職促進等の課題に対しては、若年者にとって魅力があり、将来を見通せる環境整備の実現に待たなしで邁進していくことが求められています。技能労働者の処遇の改善に関しては、労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映しながら、公共工事設計労務単価の見直しが平成25年以来4年連続して行われ、併せて適切な賃金水準確保のため法定福利費等の適切な支払いに関する指導が講じられました。

また、社会保険の加入促進に関しても、平成29年度には、許可業者単位で100%、労働者単位では製造業並みの加入率の実現という目標に向けて鋭意取組が強化されています。

このように、総合的な人材確保・育成対策が順次展開されている状況下であり、当協会もこうした流れに沿った対応に力を注いでいく必要があると考えております。

以上の情勢を踏まえ、平成29年度の予算編成にあたっては、以下の事項に関して特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 市内企業の受注機会の確保・拡大について

横浜市においては、平成22年4月から施行された中小企業振興基本条例の精神に基づき、適切な分離・分割発注の方針を適用しながら、公共工事に対する市内中小企業の参入機会の増大に徐々に途を開いてきていただいております。

こうした中で、横浜市発注の大型工事のうち新市庁舎整備事業について、後々まで横浜を代

表する施設の建設に参加できることは、横浜を拠点とする地元建設業者として大きな誇りであると考えて、平成 26 年度以降、横浜市長あてに、市内企業が 5 社程度参入可能な発注方式を採用して頂けるよう要望書を数度にわたり提出してまいりましたが、その入札の結果については、残念ながら、大手 2 社 J V が落札いたしました。

しかし、高速横浜環状北西線においては、大手とのシールドトンネル工事 J V（修得型）や市内 J V（結集型）が採用され多くの市内企業が参入することができました。

大型工事に関する今後の取組については、以下のように要望いたしますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(1) 市民病院再整備事業について

従来の発注方式で実施して頂けると聞いておりますが、1 社でも多くの地元建設業者が参加できる J V として頂きたい。

(2) P F I 事業について

横浜文化体育館整備事業等に関しては、P F I 事業の方式を採用して進めることが検討されていると伺っています。

P F I 事業であっても、地元建設業者が参入可能な新たな方式または制度を作って頂き、地元経済の振興を図って頂きたい。

(3) 2020 年以降の公共工事の発注について

2020 年以降の公共工事発注の予測を公表して頂きますよう要望します。

## 2. 公共工事の入札・契約制度の改善について

(1) 積算能力・積算努力が報われる入札制度

(ア) 特別単価（T J 単価）の公表について

横浜市は平成 28 年 4 月 1 日以降積算する土木工事に関して、設計図書とともに「個別登録単価一覧表」をダウンロードできるように取り扱うこととしました。

特別単価（T J 単価）の公表については、正確な積算を行う上で必要不可欠な前提であるため、当協会としても永い間、繰り返し、要望してきた重要事項であり、今般の方針決定にとどまらずに建築工事まで拡大して頂きますよう要望します。

(2) 適正価格での受注

(ア) 最低制限価格率について

① 最低制限価格率の見直しについて

一昨年、最低制限価格率を予定価格の 95%まで拡大する見直しを行ったところですが、まだまだ、受注しても適正な利益の確保が困難な状況にあります。

こうした動向を踏まえ最低制限価格率の見直しを要望します。

② 一般管理費の算入率の見直しについて

横浜市においては、本年4月1日から最低制限価格算出における現場管理費の算入率を0.8から0.9に引き上げることとしました。このことになって、一般管理費についても算入率の引き上げを要望します。

(イ) 予定価格の適正な設定について

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場に見合った労務費及び資材等の取引価格等を反映した積算を要望します。

(ウ) 総合評価落札方式における低入札制度について

安値受注を助長し、ダンピングを容認する総合評価落札方式における低入札制度を廃止するよう要望します。少なくとも、国土交通省の運用にならった制度にして頂くよう要望します。

(3) 効率的な入札制度への変更について

(ア) 発注規模の拡大について

これまで地元企業向け事業規模は上限金額が決められていましたが、従来と比較して技術者の増加と高度な技術力が要求されている状況を踏まえ、工事規模を1.5倍ほど大きくし、より効率的な施工が行えるような対応を要望します。

(イ) 疑義による発注中止制度の内容見直しについて

再発注となれば、事業推進に遅延が生じて、工期の短縮が余儀なくされます。ミスがあっても順位に変更がない場合は、入札が成立する制度に戻すよう要望します。

(ウ) インセンティブ発注の増加について

優良工事施工業者、災害協力事業者、建設機械所有等の事業者が入札参加できる条件の物件を増やすよう要望します。

(エ) 開札時の最低入札金額の公表について

開札時に落札候補者の業者名公表が難しいのであれば、最低入札金額だけでも公表するように要望します。

(オ) ランク別の工事発注の見通し

発注見通しに格付等級（ABCのランク）の明記を要望します。

(カ) 入札参加資格について

① 配置技術者の施工実績

入札参加条件の施工実績を「会社または配置技術者」と変更して頂くよう要望します。

② J V発注工事における構成員参加条件の緩和について

大型工事における入札参加のJ V結成において、構成員には施工実績は求めないで頂きたい。

### ③ WTO土木技術者条件について

第3位構成員の技術者条件を密閉型推進も可とした実例を作っていただきましたが、さらに、第2位構成員についても技術者条件を第3位と同様に緩和して頂くよう要望します。

#### (キ) 建築工事における一括発注について

建築工事（改修工事を含む）においては、建築の元請業者が設備工事部分も含め建築物全体の安全性、納まり、工程について調整を行い、統括管理を行っています。

建築工事に関して落札者が決まったにもかかわらず、設備業者の落札者が決定しないために建築落札者の着工が遅れたり、やむを得ず、建築落札者が設備工事に含まれている部分を先行して引き受けて施工しなければならないなどの弊害も見られますので、建築設備一括発注でスムーズな施工のできることを要望します。

(注) 大型工事のケースで、分離・分割発注をお願いすることがありますが、これは地元中小建設業者にも受注機会が与えられるよう分離・分割できる部分は、そのような取扱いをして頂きたいという主旨であります。

## 3. 発注・施工時期の平準化について

### (1) 早期発注や国庫債務負担行為の活用について

担い手三法の運用指針の趣旨を踏まえ、早期発注や国庫債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注を推進し、年度内の工事量の偏りを減らし施工時期を平準化するよう要望します。

### (2) 発注の平準化について

年度を通じて工事発注を分散化することを要望します。

## 4. 担い手確保・育成について

将来、一人前の技術者として育成していくために、大学・専門学校・工業高校等を卒業後、就職して間もない女性や若者に現場の経験を多く積ませることが重要だと考えています。

このように、当面、補助的に工事担当者として配置した場合でも工事評点を高くするよう要望します。また、このような配置を行うケースでは、配置予定会社にインセンティブを付与する発注として取扱うよう要望します。

## 5. 補助金事業について

### (1) 補助金事業と最低制限価格について

補助金事業の入札で最低制限価格は70～95%の範囲内とし理事会等で決定する事となっ

ていますが、実態は70%台で入札が行われています。補助金事業という事情も加わり、ダンピングを助長する結果となりますので、横浜市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱に準じて最低制限価格を決定するよう要望します。

(2) 補助金事業の上限額の見直しについて

現在、保育所は補助の対象額が6,000万円を上限（補助率は4分の3）とし、小規模多機能型居宅介護施設は3,200万円を上限としています。物価の上昇、施設の不足等を勘案して、いずれの施設についても補助の上限額を引き上げるよう要望します。

## 6. その他

(1) 関係機関との事前調整について

工事施工上の問題とは別に、他企業（ガス・警察等）との調整や協議の時間が長引き、工期延長となってしまう場合が多々あります。他企業・関係機関との事前調整を済ませた上で、工事発注をして頂くよう要望します。

(2) 市内業者 土木・舗装BCランクの受注確保について

横浜環状北西線等の大型案件をはじめ全ての土木工事発注案件に関して、BCランク業者にも、バランスよく発注量が行き渡るように、予算の配分をはじめ発注規模に対する配慮がなされるよう要望します。